

第1節 海上交通環境の整備

船舶の大型化、高速化、海域利用の多様化、海上交通の複雑化等を踏まえ、船舶の安全かつ円滑な航行、港湾における安全性を確保するため、航路、港湾、漁港、航路標識等の整備を推進するとともに、海図、水路誌、リアルタイム海潮流データ等の安全に関する情報の充実及びICTを活用した情報提供体制の整備を図る。

海上交通に影響を及ぼす自然現象について、的確な実況監視を行い、適時・適切に予報・警報等を発表・伝達して、事故の防止及び被害の軽減に努めるとともに、これらの情報の内容の充実と効果的利用を図るため、第1部第1章第3節で述べた施策を講じる。また、波浪や高潮の予測モデルの運用及び改善を行うとともに、海上における遭難及び安全に関する世界的な制度（GMDSS）において最大限有効に利用できるよう海上予報・警報の精度向上及び内容の改善を図る。

高齢者、障害者等すべての利用者が安全かつ身体的負担の少ない方法で利用できるよう配慮した旅客船ターミナルの施設の整備を推進する。

国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（平16法31）に基づく国際港湾施設の保安措置が適確に行われるように実施状況の確

認や人材育成等の施策を行うとともに、港湾施設の出入管理の高度化等を進め、港湾における保安対策を強化する。

津波等の非常災害発生時において、船舶を迅速かつ円滑に安全な海域に避難させるとともに、平時において、混雑を緩和し、安全かつ効率的な船舶の運航を実現するため、東京湾における海上交通センターと各港内交通管制室を統合のうえ、これら業務を一体的に実施する体制の構築を進めるとともに、その運用に併せて、非常災害発生時の海上交通機能の維持等のため所要の制度改正にも取り組む。

また、一元的な海上交通管制の効果を最大限発揮させるとともに、更なる船舶交通の安全性の向上を図るため、運用面での通信のふくそう影響評価等を早急に精査し、AISの搭載義務の対象船舶の在り方を含め、更なる普及促進策を検討する。

- 1 交通安全施設等の整備
- 2 ふくそう海域等の安全性の確保
- 3 海上交通に関する情報提供の充実
- 4 高齢社会に対応した旅客船ターミナルの整備

第2節 海上交通の安全に関する知識の普及

海上交通の安全を図るためには、海事関係者のみならず、広く国民一人一人の海難防止に関する意識を高める必要がある。そのため、「海難防止強調運動～海の事故ゼロキャンペーン」等を通じて、海難防止思想の普及に努める。

さらに、船舶の種類や地域の特性に応じた海難防止講習会、訪船指導等の活動を展開する。

- 1 海難防止思想の普及
- 2 外国船舶に対する情報提供等

第3節 船舶の安全な運航の確保

船舶の安全な運航を確保するため、以下の取組を推進する。

船舶運航上のヒューマンエラーを防止するため、AISの搭載促進、船舶への訪船指導やインターネットを活用した情報提供に取り組む。

船舶の運航管理等に関する運航労務監査の強化

を図り、重大事故発生時の再発防止策を徹底するとともに、年末年始の輸送の安全総点検での指導等に取り組む。

事業者が社内一丸となった安全管理体制を構築・改善し、国がその実施状況を確認する運輸安全マネジメント制度については、従来評価対象事

業者に対して制度の浸透を図ってきており、今後とも更なる実効性向上を目指し、充実強化を図る。

船員、水先人への免許付与・更新、船員教育機関における教育を適切に実施する。

船員災害防止基本計画、船員災害防止実施計画に基づき、高年齢船員や漁船の死亡災害対策など、船員災害の減少に向けた取組を推進する。

我が国に寄港する外国船舶の乗組員の資格要件等に関する監督を推進する。

船舶運航事業者による津波避難マニュアルの作成促進、活用ニーズに応じた船舶の候補を迅速に

抽出するマッチングシステムについてデータ内の情報の質の向上を図ること等による大規模災害時における船舶の有効活用を図る。

- 1 ヒューマンエラーの防止
- 2 船舶の運航管理の充実
- 3 船員の資質の確保
- 4 船員災害防止対策の推進
- 5 水先制度による安全確保
- 6 外国船舶の監督の推進
- 7 大規模災害への対応の強化

第4節 船舶の安全性の確保

船舶の安全性を確保するため、国際的な協力体制の下、船舶の構造、設備、危険物の海上輸送及び安全管理システム等に関する基準の整備並びに検査体制の充実を図るとともに、我が国に入港する外国船舶に対し、1974年の海上における人命の安全のための国際条約等に基づく船舶の航行の安全等に関する監督を推進する。さらに、ユニバーサルデザインの観点も考慮した必要な対策を講ずる。また、船舶・船用機器のインターネット化（IoT）やビッグデータ解析等を活用した技術の

開発を支援する。水素社会の実現に向けて、液化水素運搬船の安全基準の国際基準化を進める。また、海事分野における水素の利用促進を図るため、水素燃料電池船の実用化に向けた安全ガイドラインの策定に関して引き続き取り組む。

- 1 船舶の安全基準等の整備
- 2 船舶の検査体制の充実
- 3 外国船舶の監督の推進

第5節 小型船舶の安全対策の充実

漁船、プレジャーボートなどの小型船舶による海難が海難全体の約7割を占めるとともに、その原因の多くがヒューマンエラーであることから、マリンレジャー愛好者、漁業関係者が自ら安全意識を高めるための取組等を関係機関、民間ボランティア等が連携して推進する。

このため、ヒューマンエラーを防止するためスマートフォンを活用した衝突防止対策や情報提供の拡充、小型船舶操縦者の遵守事項等（発航前点検の実施、適切な見張りの実施等）の周知・啓発、ライフジャケット着用率の向上等の安全対策を推進する。

また、プレジャーボートに対しては民間ボランティアと連携した海難防止講習会や訪船指導等の取組を行い、漁船等に対しては漁業関係者を対象

とした海難防止講習会等の取組を行う。

また、ボートパーク整備等の環境整備を推進する。

- 1 ヒューマンエラーの防止
- 2 遵守事項の周知・啓発
- 3 ライフジャケット着用率の向上
- 4 プレジャーボートの安全対策の推進
- 5 漁船等の安全対策の推進
- 6 ボートパーク、フィッシャリーナ等の整備

第6節 海上交通に関する法秩序の維持

海上交通に係る法令違反の指導・取締りを行い、海上交通に関する法秩序を維持する。船舶交通がふくそうする航路等における航法に関する指導取締りの強化及び無資格運航や区域外航行のような海難の発生に結び付くおそれのある事犯に関する

指導取締りの実施に加え、特に海上輸送やマリナーレジャー活動が活発化する時期等には、指導取締りを強化し、海上交通に関する法秩序の維持を図る。

第7節 救助・救急活動の充実

海難等による死者・行方不明者を減少させるためには、海難等の情報の早期入手、精度の高い漂流予測、救助勢力の早期投入、捜索救助・救急救命能力の強化等が肝要である。このため、機動性の高い救助体制の充実、救急救命士による高度な救急救命体制の充実等救助・救急活動の充実を図

るとともに、関係省庁及び民間救助団体と連携した救助・救急活動を実施する。

- 1 海難情報の早期入手体制の強化
- 2 海難救助体制の充実・強化

第8節 被害者支援の推進

船舶の事故により、第三者等に与えた損害に関する船主等の賠償責任に関し、保険契約締結等、被害者保護のための賠償責任保険制度の充実引き続き取り組む。また、プレジャーボート保険の加入促進を図る。

また、国土交通省公共交通事故被害者支援室に

おいては、関係者からの助言をいただきながら、外部の関係機関とのネットワークの構築、公共交通事業者による被害者等支援計画作成の促進等、公共交通事故の被害者等への支援の取組を着実に進めていく。

第9節 船舶事故等の原因究明と再発防止

引き続き、船舶事故等の再発防止や被害の軽減に寄与するよう、迅速かつ的確な原因究明調査を行う。さらに、必要に応じて、国土交通大臣又は原因関係者へ勧告し、また、国土交通大臣又は関係行政機関の長へ意見を述べることにより、必要な施策又は措置の実施を求め、海上交通の安全に寄与する。また、関係者のニーズを踏まえ、特定の事故類型の傾向・問題点・防止策の分析結果の公表や、個別の事故等調査結果を分かりやすい形

で紹介する定期情報誌を発行するなどの事故等の防止につながる啓発活動を行う。

また、海上技術安全研究所に設置されている「海難事故解析センター」において、国土交通省海事局等における再発防止対策の立案等への支援を行うため、事故解析に関して高度な専門的分析を行うとともに、重大事故発生時の迅速な情報分析・情報発信を行う。

第10節 海上交通の安全対策に係る調査研究等の充実

海上交通の安全に関する研究開発及び海難原因究明のための総合的な調査研究を推進し、その成

果を速やかに安全対策に反映させることにより、海上交通の安全の確保を図る。

海上技術安全研修所では、海上交通の安全に寄与するため、天候や昼夜の別に関係なく海流速度、波浪等を計測する短波海洋レーダの研究開発、応用技術やデータ利用の高度化を引き続き進める。また、地表面、海表面の高分解能観測が可能な航空機搭載3次元マイクロ波映像レーダの研究開発においては、移動体検出技術の研究開発を引き続

き進めるとともに、高分解能（30cm）を活用した各種の応用検証等を行う。

海上技術安全研究所では、先進的な船舶の安全性評価手法の開発及び更なる合理的な安全規制の体系化に関する研究、海難事故等の原因究明の深度化、防止技術の開発及び適切な対策の立案に関する研究を行う。